

| 13 原則 | 43 審査項目 | 対応状況 | 2021年3月31日での評価 |
|--|--|--|--|
| <p>[1] 組織運営等に関する基本計画を策定し、公表すべきである。</p> | <p>(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること。</p> | <p>毎年、当年を含む将来 5 年間の中長期計画を、作成・見直し・公表することを実施する (P12,13,14 参照)。</p> | <p>2020年4月作成の中期〈5年〉計画の2021年3月末段階の実績評価を別表 (P12~17) にまとめている。</p> |
| | <p>(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表する事。</p> | <p>上記に含む。</p> | <p>同上</p> |
| | <p>(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表すること。</p> | <p>現状は、年度単位で収支均衡をはかることを財務の基本原則として徹底している。将来指向としては、事業規模拡大をはかるためには収入金額の拡大が必要である。</p> <p>1. 会員数を毎年10%ずつ拡大することを目標とし、会費収入を増やす。</p> <p>2. 団体賛助会員を毎年1社ずつ確保することを目標とし賛助金収入を5万円/年ずつ拡大する。</p> <p>3. 屋内外の施設、備品、競技ツールなどの斡旋、供給を行う事業を始め収益を確保することを検討する。</p> <p>これらのことを、5年間の中長期計画として、公表する。</p> | <p>同上</p> |

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|
| [2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1)-①外部理事の目標割合（25%以上）および女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。 | 全理事数を約 20 名とし、 1. 外部理事を 2021 年度に 2 名、2023 年度に 4 名とする。学識経験者、他スポーツ団体等より募集する。 2. 女性理事は 2021 年度に 2 名、2023 年度に 4 ないし 5 名とする。主として女性会員から募集する。 女性会員数比率は 35%であるので、ほぼ妥当と思う。 | 同上 |
| | (1)-②評議委員会を置く NF においては外部評議員および女性評議員の目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じる事。 | 社員総会によって評議委員会の機能を兼務しているので評議員会は将来ともに設置する構想はない。 | 左記のとおり |
| | (1)-③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じる事。 | 障がい者選手については、障がい者 LB 部がその機能を果たしている。健常者選手については、技術・競技部がその機能を果たしている。将来的には、健常者選手も含めて National Squad 制度を構築し、併せてアスリート委員会を設置することを指向する。 | 競技指向ボウラーと一般ボウラーとの区分がまだ無く、従って National Squad 制度の構想がまだまとまらない。従って、アスリート委員会の設置も未達である。ただ、選手の意見を組織運営に反映させる機能は、障がい者 LB 部および技術・競技部が果たしている。 |
| | (2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保をはかること。 | 理事候補の推薦は各所属団体から 1 名（構成員数 20 名以上の団体は 2 名）という原則は継続し、理事候補の人数確保をはかる。資質・能力を優先しての理事選任とする原則を強化することを 5 年間を通じて徹底する。 | 女性理事比率 40%、外部理事比率 25%を達成するために理事総数上限を 25 名から 30 名に上げる定款改訂を 2021 年 8 月に臨時総会を開催して議決の予定でいる。 |

| | | | |
|---------------------------|---|---|--|
| | (3)-①理事の就任時の年齢に制限を設けること。 | 全理事数を約 20 名とし、そのうち過半数は 60 才代以下とすることを毎年目標とする。(現状は 8 名で未達。かつ毎年 高齢化が進むことで若返りは容易ではない。) | 2021 年 4 月定期総会による理事改選では 60 才代以下理事が総数 24 名中 12 名となる予定である。 |
| | (3)-②理事が原則として 10 年を越えて在任することがないように在任回数の上限を設けること。 | 2008 年 8 月法人設立以降から現在まで継続して 12 年間在任している理事が 3 名ある。余人をもって代えがたい存在であるが、2023 年度からは在任継続年数上限 10 年を規定化する(定款改訂)。 | 2021 年 4 月定期総会による理事改選でも左記の 3 名(山田、児島、黒沢)は余人をもって代えがたい存在であるため留任の予定である。 |
| | (4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること。 | 現状は、各所属団体からの推薦により決定しているが、2021 年度からは前年度会長、理事長、副理事長および監事による理事、監事候補者検討委員会を発足させて、各所属団体との協働で推薦者リストを作成することにする(特に、若返り、女性登用、外部人材登用をはかるために)。 | 2020 年 4 月の定期理事会において役員候補者選考委員会規定を制定して施行することになっている。 |
| [3] 組織運営等に必要な規定を整備すべきである。 | (1)NF およびその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規定を整備すること。 | 法令遵守のための規定は次のものを整備している。 1. 倫理規定(役職員、その他構成員の全てが対象) 2. 懲戒規定(役職員、その他構成員の全てが対象) | 同左 |
| | (2)-①法人の運営に関して必要となる一般的な規定を整備しているか? | 運営に関して必要となる事項をその都度以内規として積み上げてきている。 | 同左 2020 年 4 月の定期理事会においても新しく 4 件の規定の施行が審議・承認される予定である。 |

| | | |
|--|--|---|
| (2)-②法人の業務に関する規定を整備しているか？ | 事務局職員の業務に関する規定は、マニュアル等として積み上げてきている。 | 同左 |
| (2)-③法人の役職員の報酬等に関する規定を整備しているか？ | 規定している。 1. 役員は無報酬 2. 事務局職員は、ボランティア謝金 2,500 円/日・人 としている。 | 同左 |
| (2)-④法人の財産に関する規定を整備しているか？ | 法人の財産は基本的に現金のみであり、その出納は必ず銀行口座を介して行うことを原則とするというマニュアルにより実行している。 | 同左 |
| (2)-⑤財政的基盤を整えるための規定を整備しているか？ | 収益事業を持たない NPO 法人であるので、財政的基盤は基本的には会員からの年会費、会員からの賛助金・寄付金、および外部団体からの補助金、助成金に依存している。従って財政的基盤強化の基本的な中期計画は、 1. 会員数の増加活動の強化 2. 情報公開強化による外部団体からの賛助金・寄付金の拡大である。 | 財政的基盤を拡大するための定量的中期計画を持っているが、2020 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため全国規模の大会等はすべて中止とした影響により、会員数の増加は達成できなかった。また、外部団体から賛助金・寄付金を得るような事業も実施できなかった。 |
| (3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規定その他選手の権利保護に関する規定を整備すること。 | 選手選考規定を制定して、公平かつ合理的に選考するように実行している。 | 2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大により、選手選考を必要とするような大会はすべて中止となった。 |
| (4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規定を整備すること。 | 審判員は 2 年ごとに開催する「公式審判員資格認定、更新講習会」で合格した者から公平に指名することを実行している。この講習会の内容は IF（世界ローンボウルズ連盟）の定めたものに準拠して行っている。 | 2021 年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために 2020 年度はこれを開催しなかった。 |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| | (5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせを出来る体制を確認すること。 | 必要に応じて、神戸市企画調整局つなぐラボ NPO 法人担当あるいは認定 NPO 法人市民活動センター神戸（神戸市委託の認定 NPO 法人制度相談窓口）に適切な相談できる弁護士、公認会計士を紹介してもらうようにしている。 これまでに相談の実績はない。将来的には、顧問弁護士、顧問公認会計士を持つことも模索したい。 | 法律に関する専門家としては弁護士資格を有する外部理事を 2021 年度から 1 名、理事に加えることを確定している。NPO 法人会計に関する相談窓口としては左記のとおり、神戸市企画調整局つなぐラボ NPO 法人担当あるいは公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団*（神戸市委託の認定 NPO 法人制度相談窓口）に相談したりあるいは指導を受けている。〈*〉市民活動センター神戸が統合された団体 |
| [4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること。 | 2020 年度からコンプライアンス委員会を発足し、当面は 4 カ月に 1 回の会合を持つことにしている。 | 2020 年度から理事 2 名をコンプライアンス委員に任命して活動を開始した。2020 年度は主としてガバナンスコード適合性審査に合格するための活動に専念した。2021 年度から弁護士 1 名および学識経験者（大学教授）1 名の 2 名をコンプライアンス委員に任命することが確定している。 |
| | (2) コンプライアンス委員会の構成員に、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること。 | 2020 年度は配置なし。 2021 年度から学識経験者を配置することにする。 | 同上 |
| [5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (1) N F 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 2020 年度から、理事会開催に合わせて、役員に対するコンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から実施する。 | 令和 2 年 11 月 28 日(土)16:00 - 17:00 に、役員（理事）および職員（事務局長、事務局員）を対象にしたコンプライアンス研修会を開催した。 |

| | | | |
|--|---------------------------------|---|---|
| | | | <p>講師は日本スポーツ仲裁機構 仲裁・調停専門員、弁護士 恒石直和氏にお願いした。</p> <p>① ガバナンスコードで定められている13の原則について</p> <p>② ガバナンスコードが定められた背景について</p> <p>③ ガバナンス・コンプライアンス不全の例について</p> <p>④ ガバナンス・コンプライアンス不全の予防策について</p> <p>⑤ ガバナンスコード適合性審査に向けて着手すべき優先事項</p> <p>⑥ 日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項について</p> <p>について研修した。</p> |
| | (2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 2020年度から、国際大会派遣選手団が決定の都度、大会派遣前に、コンプライアンス講話をコンプライアンス委員長から実施する。 | 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大により、国際大会がすべて中止となり対象となる選手団も選考されなかった。 |
| | (3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること。 | 公式審判員資格認定、更新講習会（前述）の際にコンプライアンス教育のカリキュラムも含める。 | 2021年度が「公式審判員資格認定、更新講習会」の開催年度としているために2020年度はこれを開催しなかった。 |

| | | | |
|------------------------|--|---|---|
| [6]法務、会計等の体制を構築すべきである。 | (1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることが出来る体制を構築する事。 | 税務、会計については会員の中に大手企業の会計実務経験者がいるので必要に応じて日常的にサポートを受けている。更に、必要となる場合は[3]- (5)に記載の体制で対応する。法律に関しては[3]- (5)に記載の体制となる。 | 法律の専門家として、弁護士資格を有する人を外部理事として就任させることを2020年4月の定期総会において承認・決定する予定である。 |
| | (2)財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守すること。 | 財務、経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を順守している。毎年度末にNPO法で定められている会計報告書類をきちんと監督官庁に提出し、監督を受けている。 | 同左 |
| | (3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること。 | 過去12年間にわたって、2年に1回ずつ日本スポーツ振興センターのくじ助成金を得て、その適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守して、国際ローンボウルズ大会を開催してきている。 | 2020年12月8日(火)16:00-18:00に、日本スポーツ振興センターによる2019年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金の抜き取り実態調査を受け、詳細な会計資料の調査を受けたが、問題なく調査完了の結果を受けている。 |
| [7]適切な情報開示を行うべきである。 | (1)財務情報等について、法令に基づき開示を行う事。 | NPO法に基づき、当法人のホームページ上での開示、内閣府NPO法人ホームページ上での開示、当法人事務所での備え置き開示を行っている。 | 同左 |
| | (2)-①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること。 | 選手選考基準は規定を設けてその通りに実施している。 選考結果は当法人の情報誌により開示している。選手等から選考結果に関する詳細な事情の説明依頼があれば文書等により回答している。 | 2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間では、新型コロナウイルス感染防止対策のため、選手選考の必要な国内大会、国際大会の開催は無かった。 |

| | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| | | 国内大会は募集案内を構成会員全員に配布、国際大会については選考規定に沿って選考し結果を開示している。 | |
| | (2)-②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること。 | 2020年度から、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を当法人の情報誌により開示する。 | 2020年10月末に、「ガバナンスコード適合性審査基準にもとづく自己申告資料」を当法人のホームページ上に公開している。 |
| [8] 利益相反を適切に管理すべきである。 | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じる利益相反を適切に管理する事。 | 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に利益相反を生じる恐れのある案件が発生した場合は、臨時理事会を招集して適切に判断し処理する事としている(利益相反ポリシーにて)。 | 2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間で、利益相反を生じる恐れのある案件の発生は0件であった。 |
| | (2) 利益相反ポリシーを作成すること。 | 利益相反ポリシーを作成している。 | 同左 |
| [9] 通報制度を構築すべきである。 | (1) 通報制度を設けること。 | 当法人の「懲戒規定」第4条に、「会員および役職員は、違反行為を発見したときはこれを理事長に直接申告する」と明記し、理事長が通報制度の受付窓口であることを明示している。また、外部通報窓口として、 1. 日本障がい者スポーツ協会総務部相談窓口 Tel 080-7801-6611 Fax 03-5641-1213 E-mail soumu@jsad.or.jp 2. 日本スポーツ仲裁機構相談窓口 Tel 03-6812-9257 Fax 03-6812-9258 E-mail info@jsaa.jp が利用できることを会員、役職員に広報する。 | 2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間で、理事長に通報のあった案件および外部通報窓口に通報のあった案件は0件であった。 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | (2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を中心に整備すること。 | 「通報を受けた理事長は、その内容に応じて適切な「調査委員」を指名して、事実確認・調査を実施させる」ことを 「懲戒規定」第 5 条に明記している。運用実態を見て、必要であれば調査委員に弁護士、公認会計者、学識経験等の有識者を加えることを考慮する。 | 同上 |
| [10]懲罰制度を構築するべきである。 | (1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続きを定め、周知すること。 | 「懲戒規定」に必要な手続きを定めている。会員および役職員への周知は、広報誌などにより行っている。 | 同左 |
| | (2)処分審査を行う者は、中立性および専門性を有する事。 | 処分審査は、理事長が会員ならびに役員または学識経験者からなる 5 名以上の委員を指名して「懲戒委員会」がこれを行うことを「懲戒規定」第 6 条に規定している。 | 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 1 年間で、懲戒委員会の開催が必要となる案件は 0 件であった。 |
| [11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること。 | 日本障がい者スポーツ協会を通じて、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 | 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 1 年間で、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁利用となる案件は 0 件であった。 |
| | (2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること。 | 「懲戒規定」第 9 条に、「本法人の処分に対する不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる」ことを明記している。 | 同上 |

| | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| [12]危機管理および不祥事対応体制を確保すべきである。 | (1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること。 | <p>1. 違反行為の発生することの無いように「倫理規定」を制定して会員、役職員に広報、啓蒙している。</p> <p>万一、違反行為が発生した場合は「懲戒規定」にもとずき対処するようにしている。</p> <p>2. 台風、洪水、地震などの自然災害や、新型コロナウイルスなどの感染症などに対する会員の安全確保のための危機管理マニュアルの策定を順次進めている。</p> | <p>一般的な「危機管理マニュアル」は2020年11月に制定し、2021年4月から適用している。</p> <p>新型コロナウイルス感染が2020年1月から始まって日本全国に猛威を振るった（現在進行中）ために、これの対応を理事会で検討し、2020年度は全ての全国大会行事は中止とすることを決定した。個別・ローカルで開催する大会等の行事については、具体的な「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」を作成し、徹底するようにした。これにより、ローンボウルズ行事関連の感染事例の発生は0件となっている。</p> |
| | (2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分および再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築する事。*審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみに審査を実施。 | 調査委員会を設置した実績はない。 | 同左 |
| | (3)危機管理および不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること。 | 外部調査委員会を設置した実績はない。 | 同左 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | * 審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみに審査を実施。 | | |
| [13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる指導、助言および支援を行うべきである。 | (1) 加盟規定等の整備により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営および業務執行について適切な指導、助言および支援を行う事。 | 地方組織（関東ローンボウルズ協会および関西ローンボウルズ協会）の行う事業は、「地域に限定した事業」であり 当法人（本部組織）の行う事業は「全国にまたがる事業」とすることを内規により明確にしている。 地方組織が開催する「運営委員会」等には本部役職員が陪席して適切な指導、助言および支援を行うようにしている。 | 地方組織が開催する「運営委員会」等には本部役職員が陪席して適切な指導、助言および支援を行うことは励行されている。 |
| | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行う。 | 必要な情報提供は月刊情報紙「BJ ブリテン」あるいはメーリングリストを通じて実施している。研修会等は適宜実施している。 | 「BJ ブリテン」の毎月定期発行はきちんと継続している。 |

(別表-1)

組織運営等に関する基本計画：2020年度～2024年度（5年間）

<この5年計画は、毎年度末に見直して次5年間の計画を新規作成するものとする。>

2020年4月見直し・作成

2021年3月31日 評価追記

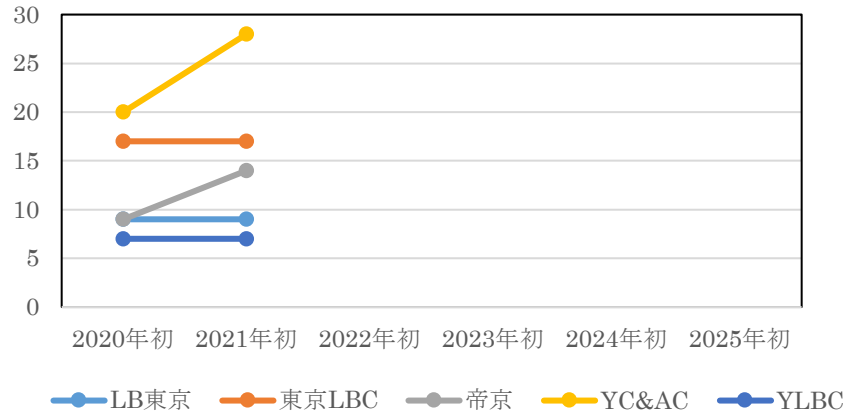
| 業務分野 | 中長期目標 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2020年度の 成果・評価 |
|-------|--|---|---|---|---|---|---|
| 普及 | <p>1.登録会員数を5年間で50%増とする。(現状250名→5年後375名)</p> <p>2.体験教室などの普及講習会の充実</p> <p>3.インドアカーペットや他競技施設を利用しての普及活動の推進</p> | <p>2021年度登録会員数275名。</p> <p>1-1)既存クラブ会員数10%増</p> <p>1-2)新規登録1クラブ</p> | <p>2022年度登録会員数300名。</p> <p>1-1)既存クラブ会員数10%増</p> <p>1-2)新規登録1クラブ</p> | <p>2023年度登録会員数325名。</p> <p>1-1)既存クラブ会員数10%増</p> <p>1-2)新規登録1クラブ</p> | <p>2024年度登録会員数350名。</p> <p>1-1)既存クラブ会員数10%増</p> <p>1-2)新規登録1クラブ</p> | <p>2025年度登録会員数375名。</p> <p>1-1)既存クラブ会員数10%増</p> <p>1-2)新規登録1クラブ</p> | <p>新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり、会員登録を辞退する団体も発生して、登録会員数はむしろ減少してしまった。2020年度247名→2021年度228名</p> <p>詳細の内訳は(別表-2)に掲載するグラフに示す。</p> |
| 競技力向上 | <p>1.国際選手権大会での3位内入賞必達</p> <p>2.出場選手強化プログラムの確立</p> | <p>出場選手強化プログラムの見直しと強化</p> | <p>1)世界選手権大会(ゴールドコースト)で6位以内(決勝T進出)達成</p> <p>2)世界障がい者選手権大会(クワイスターチ)で6位以内達成</p> | <p>アジア競技大会、アジアパラ大会(中国杭州)で3位以内(メダル獲得)達成</p> | <p>アジア・パシフィック大会(中国新郷)で3位以内(メダル獲得)達成</p> | <p>世界選手権大会(香港)で3位以内(メダル獲得)達成</p> | <p>新型コロナウイルス感染パンデミックにより2020および2021年度の国際大会はすべて中止となった。従って出場選手強化プログラムの見直しも進まなかった。</p> |

| | | | | | | | |
|---------|--|------------------------------------|---|---|--|-------------------|---|
| マーケティング | <p>スポンサー募集</p> <p>1.日本選手権大会 優勝者賞金用</p> <p>2.国際選手権大会 出場者旅費補助用</p> | スポンサー募集 活動展開 | スポンサー募集 活動展開 | スポンサー募集 活動展開 | スポンサー募集 活動展開 | スポンサー募集 活動展開 | スポンサー募集活動 も展開できなかった。 |
| ガバナンス強化 | <p>1.ガバナンスコード チェックリスト 100%達成</p> <p>2.JOC へ準加盟団体 として加盟</p> | ガバナンスコー ド第1回審査 (今後の方針 整理) | <p>1. ガバナンス コード自己審 査公開</p> <p>2.JOC へ準加盟 団体として 加盟の準備</p> | <p>1. ガバナンス コード自己審 査公開</p> <p>2.JOC へ準加盟 団体として 加盟</p> | ガバナンスコー ド自己審査 100%達成 | ガバナンスコー ド第2回審査 | <p>ガバナンスコード適 合性審査(第1回) は2020年度に終了 し、不適合項目は無し という結果であった。</p> <p>JOC 準加盟団体への 加盟申請書は2020年 度末にJOCへ提出し た。</p> |
| 人材の採用 | <p>1.若手、女性、外部 人材の登用</p> <p>2.理事の在任継続年 数上限10年の規定 化(定款改訂)</p> | | <p>1-1)外部理事 2名登用</p> <p>1-2)女性理事 2名登用</p> <p>1-3)理事の過半 数を60才代 以下とする</p> | | <p>1-1)外部理事 2名登用</p> <p>1-2)女性理事 2名登用</p> <p>1-3)理事の過半 数を60才代 以下とする</p> <p>2.理事の在任継 続年数上限 10年の規定 化(定款改訂)</p> | | <p>2021年度から外部理 事4名、女性理事6 名を登用する準備を 整えた。女性理事比率 40%を達成するた めには更なる女性理 事の登用を進める必 要があり、定款の規定 の改定、理事推薦の内 規の改訂などを検討 することになっている。</p> |

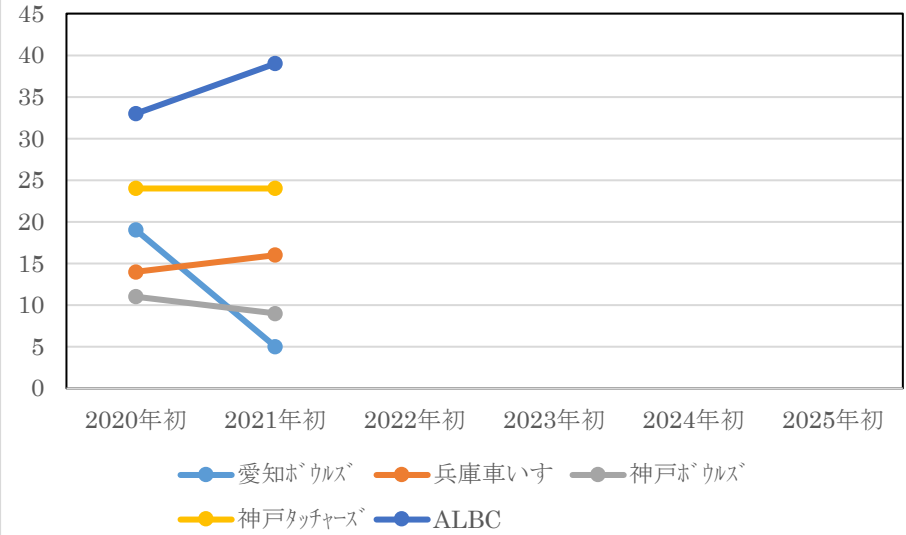
| | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|---|
| 財務の健全化 | <p>1.事業規模拡大のために収入財源拡大</p> <p>2.役職員（少なくとも、理事長および事務局長）の報酬支給の実現をすべく収入財源拡大</p> | <p>1-1)会員数前年比10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で24万円/年の収入増の確保</p> | <p>1-1)会員数前年比10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保</p> | <p>1-1)会員数前年比10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保</p> | <p>1-1)会員数前年比10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保</p> | <p>1-1)会員数前年比10%増による会費収入増</p> <p>1-2)団体賛助会費を前年より5万円増</p> <p>2.寄付金、助成金等で24万円/年以上の収入増の確保</p> | <p>新型コロナウイルス感染防止対策として活動自粛期間が長期にわたり会員数も減少したため会費収入は減少したが、受け入れ寄付金収入が増えたため合計の一般事業収入は2019年度に比べて2020年度は+240千円(+15.5%)の増となった。特定事業収入については2020年度はジャパンオープン大会を開催しなかったため大幅減となった。 詳細の内訳は(別表-3)に掲載するグラフに示す。</p> |
|--------|--|--|--|--|--|--|---|

(別表-2)

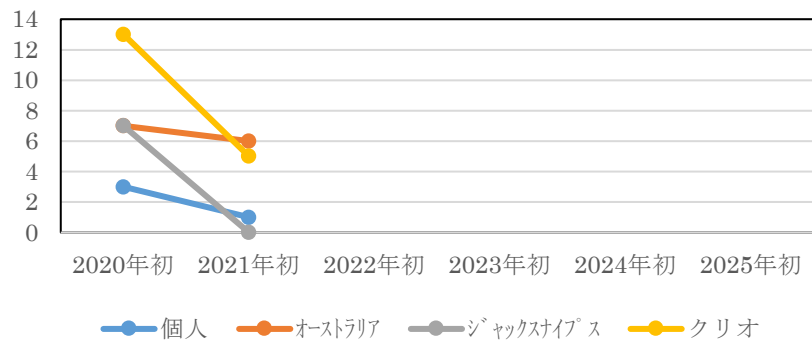
関東地区クラブ別 登録会員数 推移グラフ



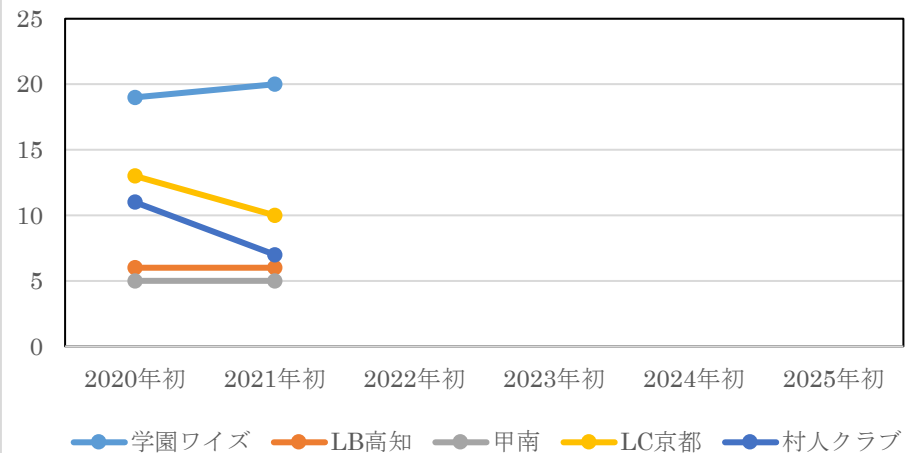
関西地区(1)クラブ別登録会員数推移グラフ



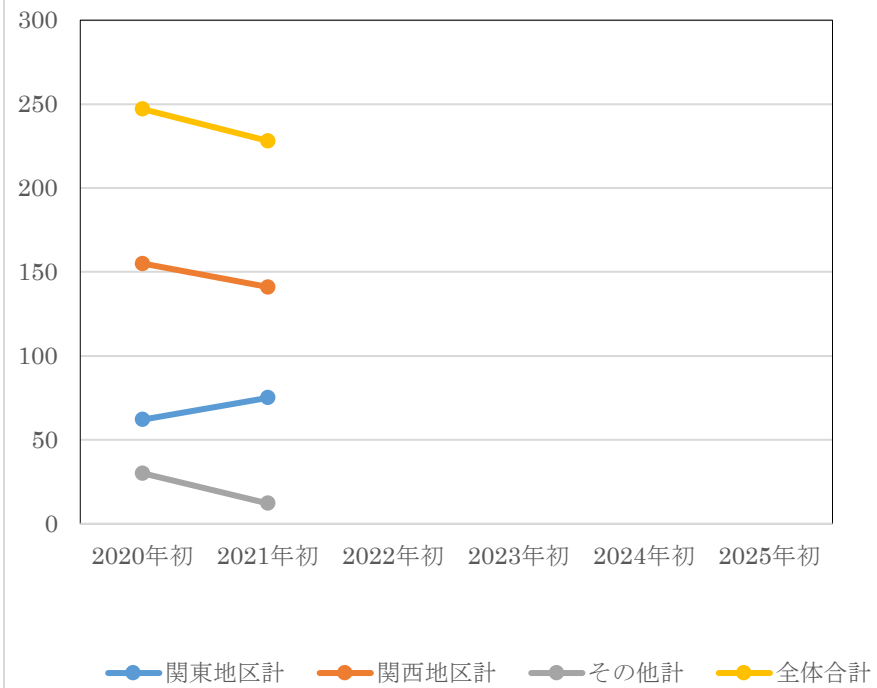
その他 クラブ別登録会員数推移グラフ



関西地区(2)クラブ別登録会員数推移グラフ



地区別および全体登録会員数推移グラフ



(別表-3)

